

## 令和4年度安曇野市教育委員会 11月定例会会議録

日 時：令和4年11月24日（木）午後1時30分

場 所：安曇野市役所3階 会議室301

### <出席者>

教育委員：教育長 橋渡勝也、教育長職務代理者 須澤真広、教育委員 横内理恵子、

教育委員 二村美智子、教育委員 羽田野賢二

事務局：教育部長 矢口泰、学校教育課長 太田雅史、学校給食課長 高橋秀行、

生涯学習課長 深澤与志章、文化課長 山下泰永、子ども家庭支援課 西澤弘修、

こども園幼稚園課 佐々木真貴、学校教育課学校教育担当係長 中村正勝

書記：学校教育課教育総務係長 山田なつ子、学校教育課教育総務係 岩月風香

傍聴者：報道機関 1名、傍聴人 1名

### ◎開 会

教育部長 定刻になりましたので、ただいまから安曇野市教育委員会令和4年11月定例会を開会いたします。

---

### ◎教育長あいさつ

教育部長 橋渡教育長、ご挨拶をお願いいたします。

教育長 11月定例会の開会に当たり、ご挨拶申し上げます。

今週に入り、新型コロナウイルス感染症がこども園・幼稚園・小学校・中学校に急速に拡大しております。懸命な対応と感染防止対策に、全力を挙げて取り組んでいるところでございます。

さて、このような中、昨日は中学生議会を日頃の学習の成果を発表する場と位置づけ、学年枠を外した公募制にするなど、新たな形で実施いたしました。今後、広報等を通じて、今回の内容について情報発信をまいります。この活動をずっと応援し、また当日足を運ん

くださった皆様に、この場を借りて感謝申し上げます。

では、本日の審議、よろしく願いいたします。

---

### ◎発議による非公開案件の決定について

**教育長** それでは、本日の会議事項における公開・非公開についてお諮りいたします。

教育委員会の会議については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項において、「教育委員会の会議は公開する。ただし、人事に関する事件、その他の事件について、教育長または委員の発議により出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる」と規定されております。

本日の協議事項・報告事項について、安曇野市情報公開条例第5条第1項第5号、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部または相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が損なわれるおそれのある案件として、報告第2号を、安曇野市情報公開条例第5条第1項第2号、個人に関する情報で特定の個人が識別され、または識別され得るもので、個人情報保護に該当する案件として、報告第10号及び報告第11号の2件を非公開とするよう発議いたします。

このことに関して、委員からご意見はありますか。

(発言する者なし)

**教育長** ないようですので、議決に移ります。

それでは、先に申し上げました報告事項3件について、非公開とすることに賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

**教育長** ありがとうございます。

3分の2以上の挙手がありましたので、本日の会議において非公開とする案件は、報告第2号、報告第10号及び報告第11号と決定しました。

会議の順番につきましては、議案第1号、報告第1号、報告第3号から報告第9号、報告第12号及び報告第13号を公開とし、以後、会議を非公開として、報告第2号、報告第10号及び報告第11号を扱います。

なお、議案第1号に関わる申請書は、個人または法人に係る情報が記載されているため非

公開いたします。

---

### ◎議案第1号

**教育長** それでは、協議事項に入ります。

議案第1号について議題とします。

説明をお願いします。

**教育部長** 教育部全体に関わることは私からご説明させていただきます。個別具体的な案件につきましても各担当課長から説明並びにお答えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第1号について、最初に学校教育課長からご説明いたします。

**学校教育課長** 「共催・後援依頼について」資料により説明。

**教育長** 次に、生涯学習課について説明をお願いします。

**生涯学習課長** 「共催・後援依頼について」資料により説明。

**教育長** では、続いて文化課について説明をお願いします。

**文化課長** 「共催・後援依頼について」資料により説明。

**教育長** では、以上5件の共催・後援について、ご質問、ご意見ございましたらお願いします。

**横内委員** 学校教育課からの後援申請の「映画「夢見る小学校」自主上演会とトークライブ」についてです。このチラシの中に文部科学省の選定とありますので、映画の内容が文科省の目指す方向性と合致しているのかなとは思いますが、2点質問させていただきます。

こういった民間主催のイベントに現職の校長がパネリストとして登壇するのは、私は珍しいことのように感じたのですが、1人の教師として発信源となって様々に活躍をする場は、今は開かれているという認識でよろしいでしょうか。地域に飛び出す学校ということを行っていますけれど、その一環として捉えてよろしいでしょうか。それともう1点、トークイベントの進行に竹内延彦氏とありますが、この方は昨年まで池田町の教育長をされていた方だと思います。今はどのようなお立場で安曇野市と関わっておられるのか教えていただけますか。

竹内さんがよろしくないと言っているのではなくて、様々な教育の改革や実践に尽力された教育長であるということは存じているのですが、安曇野市の小中学校のこれからというのをテーマに掲げたトークイベントでしたので、どうしてここに池田町の元教育長が来られる

のだろうという素朴な疑問が湧きましてお尋ねいたします。お願いします。

**学校教育課長** まず、1つ目のご質問ですが、学校長のこういう場への参加についてですが、委員おっしゃったとおりの部分もございますし、後援の基準からしても特に問題はないと思っております。

あと、2つ目のトークライブの関係ですが、竹内延彦様は、池田町の教育長をされて、その後、県の会計年度任用職員という形で4月からお仕事されていたそうですが、4月中にこの仕事を退職されて、現在は東御市にお戻りになって、こどもの育ちと学び研究所、「こどもまんなかラボ」の代表者という立場でございます。

安曇野市との関わりについては、私どもが調べる中では、特に今まではございません。特に今まで関わりはないのですが、イベントのテーマに沿って、そういう形の仕事というか、こどもの育ちと学び研究所というところでやっているということで、今回は進行役という形で参加されていると思います。安曇野市と何か関係があるかどうかにつきましては、特に今のところはないということでございます。

**横内委員** ありがとうございます。

**教育長** では、この件について他にございますでしょうか。

**羽田野委員** 関連になりますが、実行委員会組織ということでこれをやられる、代表の鈴木さんという方はどういった方なのか、お分かりですか。

**学校教育課長** また確認して、お答えしたいと思います。

**教育長** 他にございますか。

では、私から確認ですが、3ページの申請書には他の後援申請先は空欄なので、ないということでもいいかどうか。

それから、4ページに安曇野市で上演される2日前に池田町の会染小学校でも上映会をやると記載があるのですが、池田町教育委員会はこのことについて何か関わりはあるのでしょうか。

2点お願いいたします。

**学校教育課長** 今回安曇野市で行われます「映画「夢見る小学校」自主上演会とトークライブ」ですが、トークライブにつきましては、後援申請は安曇野市だけということで、池田町は特にこれについては関係しておりません。

ただし、今お話がありましたとおり、会染小学校での上映会につきましては、池田町に確認したところ、後援申請が出ているとのことでした。

以上です。

**教育長** その後援申請は承認されているんですか。

**学校教育課長** 承認したということで確認しております。

**教育長** そうですか。分かりました。ありがとうございました。

他にございますでしょうか。

(発言する者なし)

**教育長** では、生涯学習課、文化課の申請についても、特にございませんでしょうか。

(発言する者なし)

**教育長** 羽田野委員、先ほどのご質問について、今、確認しているようですが、特に。

**羽田野委員** 特に内容的な問題ではなくて、こういったプロフィールの方が、この実行委員会を立ち上げているのかということをお聞きしたかったものですから。

**教育長** 分かりました。

それでは、ただいま提出されました学校教育課の後援1件、生涯学習課の後援2件、文化課の共催1件・後援1件については、全て承認ということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

**教育長** ありがとうございました。

議案第1号の5件については、全て承認をいただきました。

---

### ◎報告第1号

**教育長** 次に、報告事項に移ります。

この報告事項につきましては、安曇野市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則に基づき、私が専決処分等を行った事柄につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第3項の規定によりご報告させていただくものです。

最初に、報告第1号についての説明をお願いします。

**学校給食課長** 「堀金学校給食センター厨房機器等の更新について」資料を読み上げ。

**教育長** では、ただいまの件について、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

(発言する者なし)

**教育長** それでは、報告第1号 堀金学校給食センター厨房機器等の更新については、了承でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。報告第1号は了承をいただきました。

---

### ◎報告第3号

教育長 次に、報告第3号について説明をお願いします。

生涯学習課長 「「令和4年度安曇野市戦没者追悼式並びに平和と人権のつどい」の開催について」資料を読み上げ。

教育長 ただいまの件について、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

教育長 それでは、報告第3号 「令和4年度安曇野市戦没者追悼式並びに平和と人権のつどい」の開催については、了承ということよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。報告第3号については了承いただきました。

---

### ◎報告第4号

教育長 続いて、報告第4号について説明をお願いします。

子ども家庭支援課長 「安曇野市認定こども園民営化中長期ビジョン（H30～R9）の中間見直しについて」資料を読み上げ。

教育長 ただいまの件について、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 それでは、報告第4号 安曇野市認定こども園民営化中長期ビジョンの中間見直しについては、了承ということよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。報告第4号については了承いただきました。

---

### ◎報告第5号

教育長 続いて、報告第5号について説明をお願いします。

子ども家庭支援課長 「安曇野市児童クラブ利用者負担金条例の一部改正について」資料を読み上げ。

教育長 ただいまの件について、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 それでは、報告第5号 安曇野市児童クラブ利用者負担金条例の一部改正については、了承ということよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。報告第5号については了承いただきました。

---

### ◎報告第6号

教育長 続いて、報告第6号について説明をお願いします。

こども園幼稚園課長 「安曇野市三郷西部認定こども園の保育業務委託のプロポーザルの実施について」資料を読み上げ。

教育長 ただいまの件について、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 それでは、報告第6号 安曇野市立三郷西部認定こども園保育業務委託のプロポーザルの実施については、了承ということよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。報告第6号については了承いただきました。

---

### ◎報告第7号

教育長 続いて、報告第7号について説明をお願いします。

こども園幼稚園課長 「安曇野市立上川手認定こども園改修事業について」資料を読み上げ。

教育長 では、ただいまの件について、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

二村委員 上川手認定こども園の定員は約80名とここに書いてあります。工事内容の中にトイレ改修、そして床の張り替えというような、園児が中には危険と思うような工事が入っていますが、この際、園児たちはどこに行くのでしょうか。お休みのときに工事を行うのか、少し教えていただければと思います。

**こども園幼稚園課長** 上川手認定こども園の定員は80名なのですが、現在の園児数は50名くらいになっております。

以上児、3・4・5歳児については、全体で37名おり、縦割り保育ができるような状況になっております。3・4・5歳が1クラスずつ使わなくても、異年齢で関わりながら生活ができます。トイレにつきましても、みんなが1つのところを使わなくてもよいようになっておりますし、遊戯室等も、教室が使えないときは使用して、保育ができる状態になっておりますので、工事について園児たちに影響が出るということは、極力避けるようにして行っていきたいと考えております。

**教育長** よろしいですかね。

他にございますでしょうか。

(発言する者なし)

**教育長** それでは、報告第7号 安曇野市上川手認定こども園改修事業については、了承ということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

**教育長** ありがとうございます。報告第7号については了承いただきました。

---

### ◎報告第8号

**教育長** 続いて、報告第8号について説明をお願いします。

最初に、学校教育課についてお願いします。

**学校教育課長** すみません、その前に先ほど議案第1号で羽田野委員からご質問があった件についてです。代表者の方ですが、実際、この映画を見て、9ページのチラシの右下にあるQRコードにアクセスして、この方も自分のまちで上映したいという気持ちで、この会を立ち上げたということです。一般の方になります。

以上でございます。

**羽田野委員** ありがとうございます。

**教育長** では、続けて報告をお願いします。

**学校教育課長** 「後援依頼の教育長専決分の報告について」資料を読み上げ。

**教育長** 次に、文化課について説明をお願いします。

**文化課長** 「後援依頼の教育長専決分の報告について」資料を読み上げ。

教育長 続いて、子ども家庭支援課について説明をお願いします。

子ども家庭支援課長 「後援依頼の教育長専決分の報告について」資料を読み上げ。

教育長 では、以上8件の後援について、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

教育長 それでは、学校教育課の後援2件、文化課の後援4件及び子ども家庭支援課の後援2件については、了承ということよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。

---

### ◎報告第9号

教育長 続いて、報告第9号に移ります。

最初に、学校教育課から報告をお願いします。

学校教育課長 「教育部各課報告」について資料を読み上げ。

教育長 では次に、学校給食課から報告をお願いします。

学校給食課長 「教育部各課報告」について資料を読み上げ。

教育長 続いて、生涯学習課から報告をお願いします。

生涯学習課長 「教育部各課報告」について資料を読み上げ。

教育長 続いて、文化課から報告をお願いします。

文化課長 「教育部各課報告」について資料を読み上げ。

教育長 続いて、子ども家庭支援課から報告をお願いします。

子ども家庭支援課長 「教育部各課報告」について資料を読み上げ。

教育長 続いて、こども園幼稚園課から報告をお願いします。

こども園幼稚園課長 「教育部各課報告」について資料を読み上げ。

教育長 以上、教育部各課からの報告について、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

横内委員 児童館についてお尋ねします。

地元の明科の児童館について、小学生をお持ちの保護者の方から、今、児童クラブの子どもたちがたくさんいて、普通にランドセルを置いてから遊びに行きたい小学生が児童館で遊べないという声をお聞きしたのですが、児童クラブはそんなに過密の状態を受け入れている

現実があるのか、お尋ねしたいと思います。

**子ども家庭支援課長** 明科地域のひまわりをお借りして児童クラブ等を実施しておりますが、たしかに利用者がいっぱいとなっております、中のお部屋等も別にお借りをしながら運営をしている実態はございます。その辺も踏まえまして、以前、ご報告させていただいたように、児童クラブの拡大、開催場所の変更等、今後の実施内容について検討をしているところでございます。

**教育長** いかがですか。

**横内委員** ありがとうございます。実態を知らなかったものですから、児童館で遊びたい子が遊べないということがあるんだなと思って、今日、お聞きしようと思いました。

小学校を利用するというお話も学校訪問の中で検討があるというようなことをお聞きしたので、そちらでうまく仕組みができていけばいいなと思います。ありがとうございました。

**教育長** 他にございますでしょうか。

**二村委員** こども園幼稚園課に伺いたいことがあるのですが、その前に毎回園だよりをいただいています。盛りだくさんの行事内容であったり、子どもたちの様子、そして職員の方たちの気持ちなど楽しく拝見させていただいています。季節を感じる活動であったり、大人の生活リズムに合わせるものがなく、自然から学んでいるということをいろいろと感ずることができています。

参観日とは違う保育参加というものはどのようなものでしょうか。

**こども園幼稚園課長** 保育参加についてご説明させていただきます。

保育参加というのは、参観日とは違って、保護者の方が園に出向いて、「お父さん先生」とか「お母さん先生」として、一緒に保育をしていただくような形式を取っています。一緒に子どもたちと遊びながら、触れ合いながら過ごすことで、園の様子がより分かるというところで、今、保育参加を考えています。参観日等も考えてはいるのですが、やっぱり人数が多くなってしまいうところで、保育参加の形でできるだけ園に出向いていただいて、一緒に過ごして、子どもたちの様子を知っていただくというところで、保育参加を実施しております。

以上です。

**二村委員** ありがとうございます。保護者が園生活に触れる場としてはとてもいい取組かと思えます。

もう1つ、園だよりに「水筒について」というところがあったのですが、11月9日をもつ

て持参終了の園もあれば、水分補給が感染症予防に大切だということで引き続き持つていくという園もあります。これは、園ごとによって違う取組ということでいいでしょうか。

**こども園幼稚園課長** 園ごとにそちらは決めております。

統一ではないです。園によって子どもたちへの指導の仕方というか、そういうものが決まっています、水分補給は大切と考えておりますが、水筒持参を終了しますとか、そういうことについては園ごとに任せています。

ただし、未満児・ゼロ・1、2歳児については、自分でしっかり、例えば水道のお水を飲む等はできないものですから、常に飲めるように麦茶等は用意してございます。

以上です。

**二村委員** 分かりました。ありがとうございました。

**教育長** 他にございますでしょうか。

**横内委員** 保育幼稚園係の87ページ、「入園申請が締切りとなり」とありますが、特化型保育の入園申請はどのようでしょうか、好調でしょうか。お聞きしたいと思います。

**こども園幼稚園課長** すみません、もう1回よろしいでしょうか。申し訳ありません。

**横内委員** 特化型のくじら雲の入園の申込みは好調でしょうか。

**こども園幼稚園課長** まだしっかり整ってはいないのですが、他の園に比べて申込者数は現在のところ少ないような状態です。ただ、やはり地区ではなく、違うところから明科北に入りたいという方は何人かいらっしゃいます。

以上です。

**横内委員** 10月末に、くじら雲に5歳の息子さんが通っている保護者の方とお話しする機会がありました。3歳児がいなくておっしゃっていたのですが、そうですか。

私の聞き間違いだったらすみません。「3歳児がいなくても、親の会でやまほいくのよさを知ってもらおうと思って、今、チラシやSNSでくじら雲のよさを広めているんです」とおっしゃっていました。

「明科北認定こども園に園舎を構えたことで、週15時間の自然保育がなかなか達成されにくくなっていて、自分のように自然特化の保育を求めてきた親には物足りない」というふうにおっしゃっていました。「普通の保育を受けている子どもたちは自然保育の時間が以前よりも格段に増えたように思いますが、特化型保育はもっとやってほしいのに、現状は、自分からすると中途半端で、前のくじら雲のときのほうがずっとよかった。なので、誰かに勧めるのも内心ちゅうちょしてしまう」というお話がありました。

私は自然保育について、先進的に市が進めていると思っていましたが、一方で、特化型が十分でできていないというお話を聞いて、現状がどのようなのかと思って、今、申込みのほうどうですかということをお尋ねしたのですが、もう少しこのあたりをお話ししていただければうれしいです。

**こども園幼稚園課長** 今、明科北認定こども園は、特化型というくじら雲さんがやってきた週に15時間園外で過ごすという保育と、あと普及型という保育もあります。普及型は、普通のこども園と同じように保育をしているわけですが、明科北のいいところは特化型も普及型も持っているというところだと思います。このように2つの面を持っているところは長野県の中でも少ないと聞いています。

その中で、委員がお聞きしたその保護者の方は、くじら雲独自として、多分そこだけでやっていきたいという、そういうお気持ちがあるのかなと思います。

保育士の依田さんとかもそうなのですが、先日も特化のお子さんたちを連れて、穂高駅から豊科駅まで電車に乗って、いろんなところを見て、また帰っていったとお話ししてくださいました。ただ、穂高駅まで送っていくことができるのは、1号認定の保護者になるんですよね、特化の方たちは。その方たちは、そういう保育をやっています。あと、普及の方たちは、もちろん一緒になったことで、今まで以上に自然保育に触れる機会が増えていると思います。

独自のくじら雲だけのことをやっていきたいというお気持ちも分かるのですが、普及と特化が一緒になって保育を進めていくということもすばらしいことだと考えています。割と普及の方、地元の方で残ってくださった方がいるのですが、やはり保護者には働いている方もいらっしゃるので、その方たちにも理解を求めながら、同じ普及と特化というように、別物なのですが、同じ仲間というところも大事にしていると思いますので、まるっきり特化というのではなくて、普及もあるというところもすごく魅力だと思いますので、その辺りも理解していただけたらなと思います。

すみません、しっかりした説明になりませんが、お願いいたします。

**横内委員** ありがとうございました。

全体として見たら、どちらにもとてもよい園ということは理解できるのですが、自然特化を目指してくる親って絶対いると思うんですよね。その方たちに十分納得してもらえるようなことをしていかないといけないのかなという感想を持ちました。

続けてお願いします。

二村委員と同じようにおたよりを毎月読ませていただいています。たくさんの量で大変ですが、どの園も伝えたいことがたくさん詰まっていて、どんな成長が見られたとか、願う子どもの姿とかが知れて、思いにじんとしたりします。

その中で、気になったことがあります。小中学校のおたよりには感じたことはないのですが、園のおたよりの中に、必要以上の表現でへりくだる文というか、「何々させていただく」という表現がまま見られて気になりました。先ほど課長も答弁の中で「報告させてください」とおっしゃったのですが、多分保育士さんたちにはそれが当たり前みたいにしみついているというか、それが普通なんだろうなと思ってお聞きしていました。

私は、先生方は働く親にとって子育ての重要なパートナーであると思っているし、関係性はフェアであるということをお願いしてほしい。なので、お願いの文が多くなるおたよりはもちろん園のことですので、先生方の心苦しい気持ちもよく分かるのですが、保護者にへりくだり過ぎる表現は要らないのかなと思って、今回も一つそういった箇所を見て思いましたので、ここで申し上げます。よろしくをお願いします。

**教育部長** 横内委員、ありがとうございます。

実は、これはこども園の保育士に限らず、市役所職員全体に言えると私は思っています。かつてに比べて、おっしゃられるとおおり、「させていただきます」という表現が非常に多くなっています。非常に多くなっているがゆえに、それがあつた種スタンダードにもなつてきているような気もしなくもないです。

そこら辺、市役所の職員課等ともお話しさせていただきました、どういふ表現がいいのか、保育士だけの話ではないと思つたので、全体で考えさせていただければ非常にありがたいと思つた。

以上です。

**こども園幼稚園課長** ご指摘ありがとうございます。

園長会というものが月に1回ありますので、私もその中でこういったご意見が出たことについて報告をするようにいたします。ありがとうございます。

**教育部長** 他の件でありましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

**教育部長** それでは、教育部各課からの報告については、全て了承ということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。

会議時間が大分長くなりましたので、換気等のため、ここで暫時休憩いたします。15時5分頃再開いたします。

(休憩)

教育長 それでは、再開いたします。

---

#### ◎報告第12号

教育長 報告第12号について説明をお願いします。

学校給食課長 「学校給食費の見直しに係る諮問及び答申について」資料を読み上げ。

教育長 では、ただいまの件について、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 それでは、報告第12号 学校給食費の見直しに係る諮問及び答申については、了承ということよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。報告第12号については了承いただきました。

---

#### ◎報告第13号

教育長 続いて、報告第13号について説明をお願いします。

学校教育課長 「部活動の地域移行について」資料を読み上げ。

教育長 ただいまの件について、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

部活動地域移行についての概要と経過についての報告でございましたが、一言願えませんでしょうか。

(発言する者なし)

教育長 それでは、報告第13号 部活動の地域移行等については、了承ということよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。報告第13号については了承いただきました。

以降の議題につきましては、非公開いたします。

(以後、非公開)

---

◎報告第2号 令和5年「二十歳の集い」オープニングセレモニーについて

◎報告第10号 令和4年度児童生徒の指定校変更及び地域外就学者について

◎報告第11号 教育長報告

---

(以下、公開)

### ◎その他

**教育長** 次に、その他の事項に移ります。

#### (2) その他

**教育長** 次に、その他、委員の皆様または事務局からありましたらお願いいたします。

**教育部長** 事務の不手際、ミスについてご報告させていただきます。

本日の資料ですが、53ページをご覧ください。

こちらに安曇野市児童クラブ利用者負担金条例の改正がございます。53ページの右側、改正前をご覧ください。

改正前の一番下の部分でございます。ここに減免規定が書いてございます。この最後のところに非課税であるものとみなすと書いてありまして、これは何をいうかといいますと、上の表の区分の下が生活保護、そしてその下が保護者の当該年度分の市町村民税等の合算額が非課税の場合、この場合になります。つまり、通常5,000円のところを2,500円にしますよという減免条項になります。

今回、この条例改正を進めている中で、この減免条項が適用されていない方がいらっしゃるということが発覚いたしました。現在、詳細な内容については確認作業中ですが、概算でいきますと300～500人程度、これはご兄弟がいらっしゃいますとそこで被りますので少し数が難しいのですが、金額でいきますと800万円程度になります。これにつきましては、大至急お名前と金額を確定させまして、返還してまいりたいと思います。

大至急作業を進めておりますが、12月中旬～20日くらいまでの間には何とか詳細をはっきりさせまして、公表、そして返還をしてまいりたいと思います。

教育委員の皆様には事前に内容についてお知らせしたいと思っております。現状分かっているのはそこまででございます。

大変申し訳ございませんでした。

以上です。

**教育長** よろしいでしょうか。

他にございますでしょうか。

(発言する者なし)

**教育長** では、以上で本日の定例会に付議させていただいた案件は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

---

#### ◎閉 会

**教育部長** 以上をもちまして、安曇野市教育委員会令和4年11月定例会を閉会といたします。

お疲れさまでございました。